

東京都被災地派遣希望者（技術系）事前登録制度実施要綱

令和 7 年 6 月 10 日付 7 総復被第 91 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、被災地において復旧復興業務に従事する希望がある者に対する「東京都被災地派遣希望者（技術系）事前登録制度」（以下「事前登録制度」という。）の登録に関して必要な事項を定め、東京都（以下「都」という。）が行う一般任期付職員の採用を円滑化するとともに、被災地の支援要望に迅速に対応していくことを目的とする。

（対象職種）

第 2 条 事前登録制度の対象職種は、土木、建築、機械、電気及び林業とする。

（対象業務）

第 3 条 登録者の対象業務は、被災地における公共施設の災害復旧工事に係る設計積算、施工管理、検査業務等のほか、被災地からの要望に基づく業務とする。

（登録対象者）

第 4 条 事前登録制度に登録することができる者は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 登録日現在、対象職種に係る 5 年以上の実務経験を有する者であること。
なお、職務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限る。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めない。
- （2） 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない者であること。
- （3） 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に該当しない者であること。
- （4） 日本国籍を有する者であること。

（登録方法）

第 5 条 登録を希望する者は、東京都総務局復興支援対策部のホームページに掲載する「被災地派遣希望者（技術系）事前登録申込フォーム」から、必要事項を入力する。

2 都は、登録した者に対し、電子メールで登録された旨を通知する。

（登録事項）

第 6 条 登録者は、次の事項をそれぞれ登録する。

- （1）氏名
- （2）電子メールアドレス
- （3）生年月日
- （4）希望職種
- （5）経歴及び業務経験

(登録者名簿の取扱い)

第7条 都は、登録内容に基づき事前登録者名簿を作成する。

2 都は、被災地に派遣する一般任期付職員を募集する際に、事前登録者名簿の登録者に対し、速やかに採用選考案内を送付する。

(登録の取下げ)

第8条 都は、登録者から取下げの意思表示があったときは、事前登録者名簿から登録を抹消する。

(登録の意思確認)

第9条 都は、毎年度、登録者に対し、登録した電子メールアドレスに継続、取下げ等の意思確認を行う。

2 都は、登録者に電子メールが到達しない場合又は前項の意思確認で回答がない場合には、事前に通知することなく、事前登録者名簿から抹消することができる。

(個人情報の保護)

第10条 都は、第6条に規定する登録者に関する登録事項について、一般任期付職員の採用事務の適正な管理に必要な範囲において使用し、それ以外の目的には使用しない。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。